

高松市監査委員告示第36号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

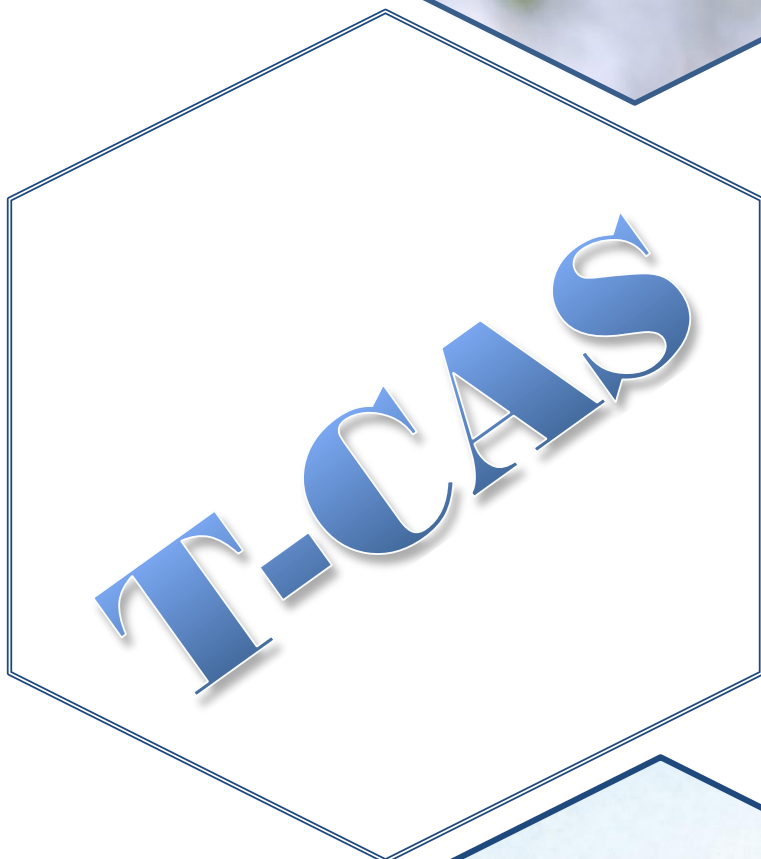
令和2年12月28日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	三	笠	輝	彦
同	橋	本	浩	之

監査結果に基づく 措置通知

(定期監査・行政監査)

(令和2年12月28日)



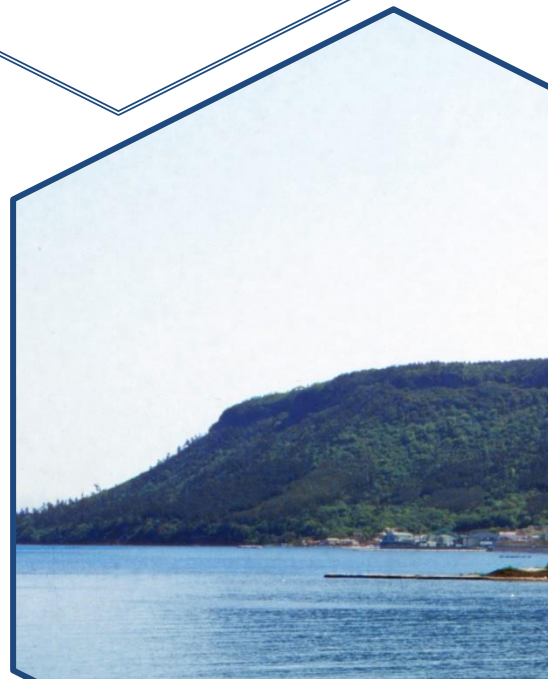
Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp



監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

R2.12.28

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H30	H31.2.28	第1号	指摘	【重点】 本来、普通財産の貸付に係る事務処理によるべきところ、行政財産の目的外使用の事務処理を行っているもの	P 26	健康福祉局	長寿福祉課	R2.11.13
2				指摘	【重点】 現況地積が判明している又は国土調査による成果に係る地籍更正などにより、公有財産台帳の面積が異なっているもの	P 26			
3				意見	【重点】 行財政改革計画の進行管理について（国民健康保険事業における医療費適正化）	P 16	健康福祉局	R2.12.1	

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成30年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したものの。

《参考》平成30年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成30年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じ、最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

そこで、平成30年度においては、土地・建物等の公有財産はもとより、物品、債権、基金について、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施する。

(3) 行財政改革計画の検証について

第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）は、第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている。

平成29年度において、行財政改革計画に登載された実施工程（目標値）について、どのような進行管理の下に実施されたのかを検証する監査を実施し、進捗状況に遅れが認められた監査対象局に対しては、監査委員の意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査計画であることから、30年度においても、引き続き、行財政改革計画に登載された事務事業について、その実績や効果を検証する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	指 摘 【重点】		
指摘の項目	本来、普通財産の貸付に係る事務処理によるべきところ、行政財産の目的外使用の事務処理を行っているもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P26		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年11月13日
所管課等	健康福祉局 長寿福祉課
措置結果	本件指摘事項については、平成31年3月8日付けでそれぞれの事業所に対して普通財産貸付承認書（貸付期間：平成30年4月1日から平成33年3月31日）を交付するとともに、確実に事務の執行ができるよう業務マニュアルに記載し、課内で情報共有することとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	指 摘 【重点】		
指摘の項目	現況地積が判明している又は国土調査による成果に係る地籍更正などにより、公有財産台帳の面積が異なっているもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当ページ	P26		
公表文へのリンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年11月13日
所管課等	健康福祉局 長寿福祉課
措置結果	本件指摘事項については、平成30年4月1日に遡及して公有財産台帳の面積を修正するとともに、確実に事務の執行ができるよう業務マニュアルに記載し、課内で情報共有することとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	意見【重点】		
意見の項目	行財政改革計画の進行管理について（国民健康保険事業における医療費適正化）		
意見の内容	平成29年度において実施工程（目標値）の進捗状況に遅れの認められた実施項目については、計画期間内において実施工程を達成するための方策を見直すなどされた。		
公表文該当 ページ	P16		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki/files/teiki310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年12月1日
所管課等	健康福祉局
措置結果	<p>本件意見については、特定健康診査の受診率向上を図るため、令和元年度に、特定健康診査受診者を対象としたプレゼントキャンペーンや、ナッジ理論（※特定健康診査の受診券やチラシ等に工夫を加え、小さなきっかけづくりを行うことによって、行動変容を促すこと。）を活用した受診勧奨、一部医療機関での受診期間の延長等を行った結果、受診率は45.5%に上昇した。</p> <p>令和2年度からは、新たに特定健康診査の自己負担額の無料化や、みなし受診事業（※事業所等で受診した特定健康診査に相当する健康診査結果の提供を受けることにより、特定健康診査を行ったものとみなすこと。）の実施など、優良な取組事例等を積極的に取り入れ、更なる受診率の向上に取り組んでいる。</p> <p>なお、本件意見に係る目標値については、国が定める数値（60%）を設定しており、他都市と同様に目標達成は厳しい状況であるが、県内市町や中核市と比べると、本市は上位に位置していることから、今後も、引き続き、健康の保持のため、関係機関等と連携・協力しながら、特定健康診査の受診率向上に取り組み、医療費の適正化につなげていくこととした。</p>